

# 一般社団法人三重県バスケットボール協会規約

## 第1章 総 則

第1条 この規約は一般社団法人三重県バスケットボール協会（以下「協会」という。）の定款を補足するものとして定める。

## 第2章 会 員

第2条 定款に定める社員の他に、バスケットボール愛好者で協会の趣旨に賛同するものを賛助会員とすることができる。

第3条 協会は各団体（一般・U-18・U-15・U-12・障害者）及び市町協会をもって組織する。

第4条 協会の賛助会員は原則として協会に登録と同時に会費を納入するものとする。

## 第3章 役 員

第5条 協会は次の役員を置く。

- |            |            |
|------------|------------|
| (1) 名誉会長   | 1名         |
| (2) 名誉顧問   | 1名         |
| (3) 会長     | 1名         |
| (4) 副会長    | 若干名        |
| (5) 顧問     | 若干名        |
| (6) 参与     | 若干名        |
| (7) 専務理事   | 1名         |
| (8) 理事     | 10名以上20名以内 |
| (9) 監事     | 2名         |
| (10) 各専門委員 | 若干名        |

第6条 役員は次の職務を執行する。

- (1) 会長は会務を総理し、協会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
- (3) 顧問は会長の諮問に答える。
- (4) 参与は必要に応じ、会務に参画する。
- (5) 専務理事は協会の事務運営を総理する。
- (6) 理事及び専門委員は協会の事務運営を分掌する。
- (7) 監事は協会の会計を監査する。

## 第4章 会 議

第7条 協会の運営を円滑にするために次の機関を置く。

- (1) 社員総会
- (2) 理事会
- (3) 専門委員会

第8条 専門委員会は各委員長が専務理事の承認を得て、専門委員会を開催し理事会の決議事項の具体的指示に従って専門とする職務について活動する。

第9条 協会の機関における会議は出席者の過半数によって議決を決定する。

第10条 会議の決議事項は必要に応じて会員に報告する。

## 第5章 雑 則

第11条 この規約は社員総会の決議を経て改正することができる。

第12条 規約の執行上必要な細則は理事会の決議を経て会長がこれを定める。

## 附 則

平成30年6月10日施行。

## 規約細則（役員選出手続規定）

### 第1条（目的）

この規定は一般社団法人三重県バスケットボール協会（以下「協会」という。）の役員を選出手続き及び選出基準について規約第3章を補足するものとして定める。

### 第2条（会長の選出）

専務理事を中心として副会長、顧問、参与をはじめ広く関係者の意向を求めて理事会にてこれを集約し候補者を決定する。

### 第3条（副会長の選出）

会長をはじめ関係者からの推薦をもとに理事会の決議を経て、会長の上承を得て候補者を決定する。

### 第4条（顧問の選出）

会長をはじめ関係者からの推薦をもとに理事会の決議を経て、会長に答申する。推薦の基準は次の通りとする。

- (1) 諮問機関として会長が必要とする方
- (2) 協会の振興、発展に絶大なる功績があった方
  - ・ 県協会長ならびに副会長の経歴があった方
  - ・ 協会役員、関連団体役員として永年にわたり経歴があった方
  - ・ 上記の項以外で推薦基準の趣旨に合致する方
- (3) 協会活動に対して理解があり、特に財政面において配慮が可能な方

### 第5条（参与の選出）

会長をはじめ関係者からの推薦をもとに理事会の決議を経て、会長に答申する。推薦の基準は次の通りとする。

- (1) 協会運営上の事務への参画を会長、副会長又は専務理事が必要とする方
- (2) 協会の振興発展に多大な功績があった方
  - ・ 協会の理事長又は理事の経歴が長く現役を退かれた方
  - ・ 上項以外で推薦基準の趣旨に合致する方

### 第6条（理事の選出）

会長をはじめ関係者からの推薦をもとに、協会の事務運営をできる候補者を若干名選出し、社員総会の決議を経て、決定する。なお、候補者として各団体の代表者、各専門委員長から数名と事務局長は選出するものとする。

## 附 則

平成30年6月10日施行。

## 規約細則（協会組織規定）

第1条 この規定は一般社団法人三重県バスケットボール協会（以下「協会」という。）の位置づけ、内部組織と職務について定める。

第2条 専務理事、理事、及び委員で構成する組織ならびにその活動の基本は各項の通りとする。

（1）理事会のもとに各専門委員会（総務、財務、強化、指導者育成、競技、審判、TO、ユース育成、3×3）を置き、それぞれに委員長を置き理事会の決議事項に従って、これを執行するにあたって具体的な活動に対して協議、実践、報告を行う。

（2）各専門委員会には、それぞれに委員長、副委員長、委員を置く。

### 附 則

平成30年6月10日施行。

## 規約細則（各専門委員会規定）

- 第1条 この規定は、各専門委員会の所管事項、服务内容について定め規約の第4章を補足する。
- 第2条 各専門委員会は、互いに連絡を密にし、必要に応じて専務理事に報告又は決裁仰ぐものとする。  
年度計画及び事業報告書を理事会に提出し、承認を得る。
- 第3条 各専門委員会には、委員長・副委員長・委員・出納委員を置く。  
なお、委員長は出納委員を兼ねる。
- 第4条 事務局には、事務局長、事務局委員、事務局員を置く。  
事務局の所管事項は、次の通りとする。
- (1) 文書整理  
(公財)日本バスケットボール協会・他県協会・県体育協会・県教育委員会・その他地域団体・ブロック等の文書の受理及び発送窓口（依頼・申請・報告・通知・照会・回答等）
  - (2) 理事会・社員総会の開催通知・処理及び議事録採録等
  - (3) 備品管理
  - (4) 必要な連絡調整事務
  - (5) その他
- 第5条 専務理事・各委員長は、各専門委員会及び事務局の補助金の交付及び年度未収支決算書を、理事会に提出しなければならない。
- 第6条 総務委員会の所管事項は、次の通りとする。
- (1) 本協会の主催又は主管する各競技会に関する庶務事項を行う。
    - ・各競技会の要項案の企画，立案を行う。
    - ・各競技会の役員の割当及び大会冊子，委嘱状，領収証の作成を行う。
    - ・各競技会の式典及び開閉会式を準備し実施する。
    - ・各競技会の記録，成績の報道及び保管を実施する。
  - (2) 本協会の行う各事業に関する庶務事項を行う。
    - ・各事業の企画，立案を行う。
    - ・各事業の、(公財)日本バスケットボール協会、関係機関及び県内役員との連絡調整。
    - ・各事業の動員，準備を行う。
    - ・その他、本協会で行うための企画創案を行う。
  - (3) 社員総会に関する庶務事項を行う。
    - ・社員総会を計画し会場を準備する。
    - ・総会の資料を作成，編集し準備する。
  - (4) その他、本協会の総務に関する業務を行う

第7条 財務委員会の所管事項は、次の通りとする。

①所轄事項全般

- (1) 予算に基づく会計事務の執行
  - ・各委員会及び事務局費等仮払い
  - ・協会旅費規定、慶弔定に基づく支払い事務
  - ・本協会主催、主管のブロック及び全国大会又は県内大会の収支決算処理
- (2) 登録料及び事業収益金等の査収
- (3) D－f u n d 関連の補助金の査収
- (4) 各委員会、事務局等収支決算書の査収
- (5) D－f u n d 関連の収支報告書の査収
- (6) 会計年度末に監査を受け、社員総会又は理事会に報告し承認を得る
- (7) 予算案立案にあたる
- (8) D－f u n d 関連の申請書の査収
- (9) その他、会計事務に関すること

②予算の流用について

- (1) 各委員会予算の支出科目の一部で不足が生じた場合は、理事会の承認を得て他の科目から予算を流用することができる。
- (2) 各委員会予算に不足が生じた場合は、理事会の承認を得て予備費より補充することができる。

③旅費・日当について

- (1) 理事会及び各部会議を開催する場合や大会等への視察については、旅費・日当を支給する。
- (2) 旅費については、自宅最寄駅から会議・試合会場最寄駅までの公共交通機関の旅費を往復支給する。  
ただし、やむを得ない事情により自家用車を利用した場合は、往復の距離数×¥30を支給する。また、県外への移動で高速道路を利用した場合、高速料金を支給する。高速利用明細書を添付すること。

第8条 強化委員会の所管事項は、次の通りとする。

- ・強化及び普及計画の総合的立案及び実施
- ・強化選手及び選抜代表選手の選考・人材の確保・育成
- ・その他

第9条 指導者育成委員会の所轄事項は、次の通りとする。

- ・コーチ登録届出書の管理
- ・J B A公認コーチ養成講習会の実施
- ・J B A公認コーチのリフレッシュ講習会の実施
- ・J B A公認コーチの登録業務
- ・その他

第10条 競技委員会の所管事項は、次の通りとする。

- ・ 競技日程の調整及び試合会場の確保
- ・ 競技施設の確保及び用具の準備、運搬、組合わせの作成
- ・ 競技会出場チーム選手の資格審査
- ・ 競技会への推薦チーム・シードチームの選考
- ・ 競技会の管理
- ・ 競技会記録のまとめ
- ・ 競技会開催申請
- ・ その他

第11条 審判委員会の所管事項は、次の通りとする。

- ・ 全国・ブロック・県内等の各種競技大会への審判員の派遣及び割当て
- ・ 審判技術及びルールを検討・研究・指導
- ・ 日本バスケットボール協会公認審判員の育成・指導及び推薦
- ・ 日本バスケットボール協会その他の主催する講習会への参加
- ・ その他

第12条 TO委員会の所管事項は、次の通りとする。

- ・ 本協会の主催又は主管する各競技会のTO用具準備・確保及び保管
- ・ 競技会役員の人選・サブオフィシャルの確保
- ・ TOの指導育成
- ・ その他

第13条 ユース育成委員会の所轄事項は、次の通りとする

- ・ 強化及び普及計画の総合的な立案及び実施
- ・ 各カテゴリー【U12 男女、U14 男女、U16 男女】の選手発掘・育成
- ・ JBAのユース育成事業の県内における実施運営  
(各カテゴリーに属する連盟との連携・調整など。事業の企画・立案、実施運営など)
- ・ ブロックエンデバーへの選手選考
- ・ バスケットボール技術の向上及び指導に関する研究
- ・ 指導者の育成並びに派遣
- ・ その他

第14条 3×3委員会の所轄事項は、次の通りとする

- ・ 大会日程の調整及び試合会場の確保
- ・ 大会の企画・立案・運営（組合せや準備も含む）
- ・ 大会記録のまとめ
- ・ その他

## 附 則

平成30年6月10日施行。

## 三重県バスケットボール協会賛助会員に関する内規

- 第1条 この内規は、一般社団法人三重県バスケットボール協会（以下「協会」という）規約第2章第4条の賛助会員（以下「会員」という）に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 会員は、個人会員及び法人会員とする。
- 第3条 会員は、会費を納入するものとする。  
2 会費は、年額とし、口数は制限しない。  
3 個人会員の会費は、1口5,000円とし、法人会員の会費は、1口20,000円とする。  
4 会費は、会費納入書によって納入する。  
5 すでに納入した会費は、過誤納の場合のほかは返還しないものとする。
- 第4条 会員が会費を納入する期間はその年度の4月末までとする。ただし、年度の途中に入会する場合には入会申し込みの日から1か月以内に納入するものとする。
- 第5条 協会は会費納入のあった会員に会員証を交付する。会員証は会費1口につき1枚とし、有効期限は年度末日までとする。  
2 会員は、協会が主管する有料試合であっても、会員証を提示することにより無料で入場することができる。
- 第6条 協会は、その主管する各種大会のプログラムに年間を通じて、支障のない限り会員の氏名等を記載するものとする。
- 第7条 この内規は、協会の会長の承認を得て、理事会において、改正できる。

### 附 則

平成30年6月10日施行。